

— し尿処理手数料 —

	世帯制	従量制	臨時収集
区分	一般家庭等で申請地の建物に居住している場合	事業所等において、トイレの使用人数が不確定な場合など	下水道工事や便槽の改造など定期収集以外で収集が必要な場合
手数料	900円/月・世帯	1,300円/90ℓまでごと	1,300円/90ℓまでごと
	減免申請者 600円/月・世帯 生活保護受給の方は、申請により翌月から減免します。		
	1年を6期に分け、2ヵ月に一度ずつ6回にわたって手数料をいただきます。		その都度、納入通知書にて手数料をいただきます。
算定方法	<ol style="list-style-type: none"> 新規は使用開始日の属した月の翌月から手数料が必要です。 廃止はその届出日の属した月の手数料は必要ありません。 	収集した量による手数料となります。 ※収集した時に収集量を示した伝票を発行します。この伝票の2ヵ月分の合計収集量にもとづき手数料が算定されます。	収集した量による手数料となります。
納入方法	<ol style="list-style-type: none"> 口座振替：偶数月の末日に振り替えます。 (取扱金融機関へ届出が必要です。) 納入通知書：偶数月ごとに納入通知書を郵送します。 		納入通知書のみとなります。収集後、概ね10日～2週間先に納入通知書を郵送します。
	[取扱窓口] 宇治市まち美化推進課、城陽市市民課、八幡市市民課、久御山町産業・環境政策課、宇治田原町建設環境課、井手町産業環境課 [取扱金融機関] 京都銀行・南都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・近畿労働金庫・京都やましろ農協 ※口座のみの取り扱い 三菱UFJ銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・関西みらい銀行・ゆうちょ銀行 [取扱コンビニ] セブン-イレブン・ファミリーマート・ローソン その他取扱コンビニは当組合HPでご確認ください。 [スマホアプリ] PayPay 請求書払い・LINE Pay 請求書支払い・au PAY (請求書支払い)・d払い 請求書払い		

構成市町担当課連絡先

市町名	担当課	住所	電話番号
宇治市	まち美化推進課	宇治市宇治琵琶 33 番地	0774 (20) 8762
城陽市	市民課	城陽市寺田東ノ口 16・17	0774 (52) 1111(代)
八幡市	市民課	八幡市八幡園内 75	075 (983) 1111(代)
久御山町	産業・環境政策課	久御山町島田ミスノ 38 番地	0774 (45) 3914 075 (631) 9964
宇治田原町	建設環境課	宇治田原町大字立川小字坂口 18 番地の 1	0774 (88) 6639
井手町	産業環境課	井手町井手東高月 8 番地	0774 (82) 6168

城南衛生管理組合 業務課 八幡市八幡沢 1 番地 075 (631) 5171

し尿収集のしおり

城南衛生管理組合とは

城南衛生管理組合（以下「組合」という。）は、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町（以下「構成市町」という。）で組織する一部事務組合（特別地方公共団体）で、し尿やごみの処理処分等を主に行っています。

トイレのし尿は、委託企業のバキューム車で収集され、八幡市にある「クリーンピア沢」（し尿処理施設）に搬入され安心安全に処理されます。また、し尿収集の申請（申込や廃止等）や相談などは、お住いの市役所・町役場の担当課及び組合が受付窓口となっています。

— し尿収集の申請は —

1. し尿収集は必ず申請を！

定期的にくみ取りを必要とするトイレのある家庭や事業所は、住民登録とは別に「し尿収集の申請」が必要です。申請がないとし尿収集ができません。申請は、お住まいの市役所・町役場の担当課及び組合（業務課）へ（裏表紙参照）

2. し尿収集の申請には！

世帯制：一般家庭等でその建物に居住している場合

従量制：事業所等で不特定の人がトイレを使用する場合など

3. 申請をされますと！

「仮門標」をお渡しします。この門標は、収集するときの目印となります。玄関のサッシや郵便受けなど外から見やすいところに貼ってください。後日、こちらから正式な門標を貼りに伺います。

— し尿収集に関する届出を忘れずに —

し尿収集は、申請制度です。以下の「届出」が必要です。

新規届 転入されて定期収集が必要になったときなど

変更届 代表者氏名・請求先の変更があったときなど

廃止届 転出される時や長期に留守にされる時、下水道・浄化槽に切り替えたときなど ※廃止届のご提出がなければ、手数料が発生します。

一般廃棄物（し尿）処理手数料減免申請書

生活保護受給者を対象とした手数料の減免は、申請月の翌月からとなります。

—— ご協力をお願いします ——

1. 収集日と収集間隔は

収集日は、お住まいの市町から発行される「広報誌」または、組合の「ホームページ」に掲載しています。収集日をご確認のうえ準備をお願いします。なお、収集間隔は、概ね20日間となっていますが、休日等の関係で最長26日間となります。

2. 収集通路や収集口周辺の整理を

収集通路や収集口付近等には、作業の支障となるものは置かないようにしてください。また、ペット類は、しっかりとつなぎ、遠ざけてください。

〔例〕自動車・バイク・自転車・エアコンの室外機・洗濯機・植木鉢・ごみ容器など

3. 便槽内に異物を入れないで

便槽に異物を入れると収集ホースが詰まり収集ができなくなります。

〔例〕新聞・雑誌・スリッパ・紙おむつ・生理用品・木片（炭）など

4. 収集日には水の用意を

収集日には、収集口にバケツ1～2杯の水をご用意ください。この水は収集口やホースが汚れた時に使用します。また、収集時に収集担当者が合図しましたら、便器側より適量の水を流していただくと、よりきれいに収集することができます。

5. 収集ができないときは

扉が閉まって収集ができないときや収集が困難な場合には「し尿収集のお知らせ」伝票を発行します。次回の収集日までお待ちいただくか、それまでに収集を希望される場合は、臨時収集扱い（有料）となります。

6. 収集もれのときは

もしも、収集日に収集されなかった場合は、必ずマンホール（収集口）を開けて中を確認のうえ、翌日（土曜・日曜・祝日は次の開庁日）までにご連絡をお願いします。なお、収集もれの連絡が遅れますと、トイレの構造等によっては収集もれかどうかの判断ができず、収集もれの扱いができない場合がありますので、ご注意ください。収集日には、必ず収集の確認をしてください。

7. 便槽に物を落としたときは

もし、便槽に物を落とされた場合は、必ず拾い上げてください。どうしても取れない場合は、具体的な内容を当組合にご相談ください。

8. 不良便槽は早急に修理を

ひび割れや継ぎ目の老朽化、マンホールの破損等によって、雨水や地下水等が流入する便槽は、早急に修理するか取り替えていただくようお願いします。

— このようなトイレは収集できません —

1. 収集困難箇所の取扱い

何らかの事情で、バキューム車からマンホール（収集口）までの距離が**60m以上**になる場合は、収集が不可能となりますので組合にご相談ください。

2. 収集対象外のトイレ

溜式水洗トイレ及び**溜式浄化槽**（未放流）は、構造上の問題等から収集対象外ですので設置しないようお願いします。やむなく設置された場合は組合にご連絡ください。

臨時収集

1. 臨時収集は次のような場合

- ① 便槽に雨水等が入ったとき
- ② 収集不可により「し尿収集のお知らせ」伝票が入ったとき
- ③ 次の定期収集までに収集が必要なとき
- ④ 転入・転出のとき
- ⑤ 建設現場等に設置され使用期間が**6ヵ月**に満たないトイレ
- ⑥ 下水道工事や便槽の改造（解体）工事のとき

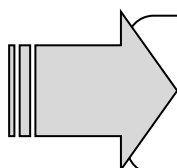
2. 申し込みは

- ① 収集を希望される日の**2日前**までに電話で予約をしてください。
- ② 収集は予約制です。日にちに余裕をもってご予約ください。
- ③ 収集時には、必ず立会いが必要です。

3. 手数料は

- ① 後日、納入通知書を送付しますので納期限内に裏面の取扱金融機関、取扱コンビニ・スマホアプリ及び取扱窓口で納入をお願いします。
- ② 手数料は、最初**90分**までが**1,300円**となり、その後**90分**までごとに**1,300円**ずつ加算されます。

臨時収集申込



城南環境事業協同組合 ☎ 0774 (23) 5963

受付時間 平日 8時30分から 17時15分まで